

「検疫指定物品検疫要綱」(令和5年3月24日付け4消安第7162号 消費・安全局長通達)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(検査前の輸送の認可) 第4 (略) 2 (略) 3 輸入港植物防疫官は、輸入者等から検疫指定物品輸送計画書を受理したときは、次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、その取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該検疫指定物品に輸出国政府の検査証明書が添付されており、かつ規則別表1の2の<u>15の項</u>の基準の欄に適合していることについての追記がなされていること。 (4)・(5) (略) 4～6 (略)</p>	<p>(検査前の輸送の認可) 第4 (略) 2 (略) 3 輸入港植物防疫官は、輸入者等から検疫指定物品輸送計画書を受理したときは、次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、その取締りが可能であると認めるときは、これを行わせることができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該検疫指定物品に輸出国政府の検査証明書が添付されており、かつ規則別表1の2の<u>25の項</u>の基準の欄に適合していることについての追記がなされていること。 (4)・(5) (略) 4～6 (略)</p>

附 則

この改正は、令和5年8月1日から施行する。